

議案第10号

渋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月1日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

渋川市個人情報保護条例（平成18年渋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項」に改め、「。以下同じ」を削る。

第17条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハ」を「個人情報保護法第78条第2号ハ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 国等 国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう_____。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう_____。）をいう。</p> <p>（10）～（12） （略）</p> <p>（自己情報の開示義務）</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 公務員等（<u>個人情報保護法第78条第2号ハ</u>_____に規定する公務員等をいう。 ）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（ただし、開示することにより個人の権利利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 国等 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u>第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。<u>以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>（10）～（12） （略）</p> <p>（自己情報の開示義務）</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 公務員等（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。 ）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（ただし、開示することにより個人の権利利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。）</p>

(4) ~ (9) (略)

(4) ~ (9) (略)